

芦屋市条例第8号

芦屋市こども家庭・保健センターの管理に関する条例の一部を改正する条例

芦屋市こども家庭・保健センターの管理に関する条例（昭和45年芦屋市条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | | | 改正前 | | |
|-----------------------------------|----|---------------|----------------------------------|----|----------------|
| 別表第2（第5条関係） | | | 別表第2（第5条関係） | | |
| 区分 | 単位 | 利用料 | 区分 | 単位 | 利用料 |
| 産後ケア（通所型） | | | 産後ケア（通所型） | | |
| 生活保護世帯 | 1日 | <u>500円</u> | 生活保護世帯 | 1日 | <u>1,000円</u> |
| 市民税非課税世帯 | 1日 | <u>500円</u> | 市民税非課税世帯 | 1日 | <u>2,500円</u> |
| 夫と妻の合算所得が <u>1,500万円</u> 以上の世帯 | 1日 | <u>8,000円</u> | 夫と妻の合算所得が <u>730万円</u> 以 上の世帯 | 1日 | <u>10,500円</u> |
| 上記以外の世帯 | 1日 | <u>4,500円</u> | 上記以外の世帯 | 1日 | <u>6,500円</u> |
| 産後ケア（宿泊型） | | | 産後ケア（宿泊型） | | |
| 生活保護世帯 | 1日 | <u>1,000円</u> | 生活保護世帯 | 1日 | <u>1,500円</u> |
| 市民税非課税世帯 | 1日 | <u>1,000円</u> | 市民税非課税世帯 | 1日 | <u>3,000円</u> |
| 夫と妻の合算所得が <u>1,500万円</u> 以上の世帯 | 1日 | <u>9,000円</u> | 夫と妻の合算所得が <u>730万円</u> 以 上の世帯 | 1日 | <u>11,000円</u> |
| 上記以外の世帯 | 1日 | <u>5,000円</u> | 上記以外の世帯 | 1日 | <u>7,000円</u> |

| 改正後 | | | 改正前 |
|---|----|--------|---|
| <u>産後ケア（訪問型）</u> | | | |
| 生活保護世帯 | 1回 | 0円 | |
| 市民税非課税世帯 | 1回 | 0円 | |
| 夫と妻の合算所得が1,500万円 | 1回 | 2,000円 | |
| 以上の世帯 | | | |
| 上記以外の世帯 | 1回 | 1,000円 | |
| 備考 | | | 備考 |
| 1 多胎の場合の利用料は、 <u>乳児の2人目以降の1人</u> につき、 <u>通所型及び訪問型</u> は500円、 <u>宿泊型</u> は1,500円を加算した額とする。 | | | 1 多胎の場合の利用料は、 <u>乳児1人</u> につき、 <u>通所型</u> は500円、 <u>宿泊型</u> は1,500円を加算した額とする。 |
| 2 (略) | | | 2 (略) |

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。